



12. 契約解除の違約金 11の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期限までに納入するものとする。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
13. 疑義の決定 本契約について疑義を生じたときは当事者協議の上定めるものとする。

上記のとおり履行することをお請けします。

令和 年 月 日

石川県知事 谷 本 正 憲 殿

住 所

氏 名 等